

2023年10月制度スタート!

# インボイスの情報提供 きっかけトーク

税理士法人 SBL 代表社員 / 税理士  
行政書士 / CFP®

八木 正宣

2023年10月から開始予定のインボイス制度。本連載ではお客様への情報提供の際に押さえておくべきポイントをきっかけトークとともに解説します。

## 第2回

インボイスを発行するには  
手続きが必要なのですが  
ご存知でしたか?



今回はインボイス制度の登録手続きについて、解説していきます。

インボイス制度の導入に伴い、事業者が適格請求書（インボイス）を発行するためには、「登録申請書」を提出して適格請求書発行事業者の登録を行い、「T」と数字13桁から成る登録番号を入手しなければなりません。

インボイス制度が始まる令和5年10月1日からインボイスを発行するためには、登録申請を原則として3月31日まで、困難な事情があれば9月30日までに  
行う必要があります。ですが、令和5年度税制改正において、困難な事情の記載がなくても9

月30日までに申請すれば、10月1日から発行事業者の登録を受けることができるようになります。

ただ、インボイス制度への事前準備のため、買い手があらかじめ、登録番号を求めることが多く見受けられます。登録番号の通知が届くまでは一定の期間を要することになりますので、登録申請は早めに済ませておいたほうが良いと言えるでしょう。

### 書面提出は電子申請より 登録処理期間が長くなる

登録申請書の提出方法は、①納税地を所轄する税務署長に対して直接提出、②管轄する国税

局のインボイス登録センターに郵送、③電子申請の3つの方法があります。

登録申請書の提出日からの平均的な登録処理期間は、令和5年3月10日現在で、電子申請の場合は約3週間、書面提出の場合には約2ヵ月となっております。

税務署における審査を経て、適格請求書発行事業者として登録された場合、登録番号や公表情報等が記載されている「登録通知書」が郵送されます。そして適格請求書発行事業者の情報は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

最後に、申請をしてから登録されるまでの期間が短い電子申請による登録申請手続きについて解説します。電子申請による登録申請手続きには以下の4つの方法があります。

①国税庁サイトからダウンロードして利用する「e-Tax」

### ●適格請求書発行事業者の登録申請書の様式

第1-(1)号様式 国内事業者用

## 適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和 年 月 日	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地	〒 - - ) ○(法人の場合のみ公表されます)			
申告者	(フリガナ) 納税地	〒 - - )			
	(フリガナ) 氏名又は名称	○			
	(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名				
税務署長殿	法人番号				

この申請書に記載した次の事項(●印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

1 申請者の氏名又は名称  
2 法人(人格のない社団等を除く。)にあつては、本店又は主たる事務所の所在地  
なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。  
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。  
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。

事業者区分  課税事業者  免税事業者

※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください。(詳しくは記載要領等をご確認ください。)

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき複雑な事情がある場合は、その複雑な事情

税理士署名 (電話番号 - - )

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通 信 日 付 印 確 認	年 月 日
	入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他( )	
	登録番号	T				

注意  
1 記載要領等に留意の上、記載してください。  
2 税務署処理欄は、記載しないでください。  
3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

「フト」  
② ソフトをインストールせずにWEB上で入力して申請する  
「e-Taxソフト(WEB版)」  
③ 国内の個人事業者がスマートフォンやタブレットを利用して申請する「e-Taxソフト

(SP版)」  
④ 税理士による代理申請  
① から③の方法では、事業者において事前に、電子証明書(マイナンバーカード等)、利用者識別番号等を準備しなければなりません。

なお、顧問税理士がいる場合には、税理士が事業者に代わって代理送信を行うことができず。この場合には、電子証明書やカードリーダーなどの準備は不要となり、登録事務手続に関する負担は軽減されま



- インボイスの登録申請書の提出方法は所轄税務署に申請書を持参して提出するほか、インボイスセンターに郵送して提出する、e-Taxソフト等で電子申請する方法がある
- 顧問税理士による代理送信では、電子証明書やその読み取りのアプリ、リーダー等の準備の手間を省略できる。事務手続きを軽減させたい場合等に利用してもらうとよい

す。  
また、e-Taxソフトなどの電子申請で登録申請した場合には、インボイスに記載が必要な「登録番号」が記載された「登録通知書」を電子データで受領することができるということも押さえておきましょう。 BB